

[1] 多人語ヴィナヤ（多数決）における投票の仕方

[0] まず多人語ヴィナヤ（多数決）における投票の「票」とはどのようなものであるかを検討し、しかる後に「投票」方法を検討する。漢訳ではこの投票を「行籌」と表現することが多いので⁽¹⁾、本稿でもこれを用いる。

- (1) 『四分律』『僧祇律』はこれを「行舎羅」という。例えば大正 22・p.918 下。しかし『四分律』『十誦律』『薩婆多毘尼毘婆沙』などは「行籌」という。

[1] 上述したように、断事委員会によって解決できなかった諍論諍事は、再びサンガに差し戻され、最終手段として「多人語ヴィナヤ」の方法がとられることになるが、その最初の作業は、「愛にしたがわず、瞋恚にしたがわず、癡にしたがわず、怖にしたがわず、行籌と不行籌を知る」という五分を具す比丘を、行籌人（*salākagāhāpaka*）として選任することである。この選任には白二羯磨を用いることは他のサンガ内の役職者を選任する手続きと同じである⁽¹⁾。このことについては後に節を改めて論じる。

- (1) *Vinaya* vol. II p.097、『四分律』22 p.918 下、『十誦律』大正 23 p.254 中、『僧祇律』大正 22 p.334 中。『五分律』（大正 22 p.154 下）は行籌人の資格を十如法を知り、欲・恚・癡・畏にしたがわないという十四法とする。

[2] 律蔵における「票」は '*salāka*' といい、'*salāka*' は「短い小さな棒状のもの」を意味する。漢訳では「籌」と訳するが、諸橋『大漢和辞典』（巻 8 p.868）によれば「投壺の矢」「かずとり」「くじ」などの意味が与えられている。おそらく竹か木で作った鉛筆状のもの、あるいは細長い札のようなものであったのであろう。

この籌は『パーリ律』によれば「有色 (*vaṇṇa*) か無色 (*avaṇṇa*)」⁽¹⁾、『四分律』によれば「完か破」⁽²⁾、『五分律』によれば「如法か不如法」⁽³⁾、『十誦律』によれば「長か短、白か黒」⁽⁴⁾、『僧祇律』によれば「黒か白」⁽⁵⁾ に作ってあった。日本の国会では衆議院規則の第 153 条に「記名投票を行う場合には、問題を可とする議員は白票を、問題を否とする議員は青票を投票箱に投入する」と規定されており、国会中継を見ると、これは長辺が 7、8 センチくらいの長方形の木の板で、国会議員が一人一人、手に白か青のいずれかの板を持って、議長席のところに作られた投票所のところに行き、職員に手渡して行われるようである。

日本の国会のようにそれが「白色」と「青色」なら、確かに賛成票と反対票くらいの意味しかないであろうが、しかし律蔵ではそれが完か破、長か短あるいは黒か白に作ってあったとすると、その票の色や形自体にすでに善悪の価値判断が含まれているように思われる。それが『五分律』によれば「如法」か「不如法」と直接的に表現されているわけであり、『十誦律』でも如法を説く者は長か白、非法を説く者は短か黒を取るとされ、『僧祇律』も非法者は黒、如法者は白を取るとされている。もちろん「完」が如法者の籌、「破」が非法者の籌であることは想像に難くない。

要するに行籌は、投票者が提案されている事案に対して賛成するか反対するかの意思表示を行うために行われるのではなく、投票する前に善悪是非、すなわち如法と非法は決まっています、善か悪、是か非、如法か非法に投票するということになるわけである。もしこのよう

な投票によって、あえて黒・短・破の籌を取ろうとする者がいるとすれば、どのような心境を表すものか想像し難い。

- (1) vol. II p.099
- (2) 大正 22 p.919 中
- (3) 大正 22 p.154 下
- (4) 大正 23 p.254 中、p.146 中
- (5) 大正 22 p.334 中

[3] そして投票方法にはいくつかの種類があるとされている。『パーリ律』は南伝大蔵經の用語にしたがえば秘密行籌 (gūḥhaka salākagāha) ・竊語行籌 (sakaṇṇajappaka salākagāha) ・公開行籌 (vivaṭaka salākagāha) の3種⁽¹⁾、『四分律』は顕露行籌・覆蔵行籌・就耳語行籌 (耳語行舎羅) の3種⁽²⁾を上げる。『パーリ律』の秘密行籌は『四分律』の覆蔵行籌に、『パーリ律』の竊語行籌は『四分律』の就耳語行籌に、『パーリ律』の公開行籌は『四分律』の顕露行籌に相応する。

なお南伝大蔵經の竊語行籌の「竊」は新字体の「窃」であって「ぬすむ」「ひそか」という意の語である。したがって「竊語」は「ひそかにささやく」という意となるが、パーリ語の‘sakaṇṇajappaka’も「耳元でささやく」という意であり、それを『四分律』は「就耳語」と漢訳しているわけである。しかしいずれも日本語としては難しい言葉であるから、ここではその実際の行い方も取って「耳打ち行籌」という語を用いることにする。

- (1) vol. II p.099
- (2) 大正 22 p.919 上

[3-1] 『パーリ律』による「秘密行籌」の方法は、行籌人が一々の比丘のところに行って、「これは如説者の籌であるから、欲するにしたがってこれを取れ」と言い、取ったならば「何人にも示すなかれ (mā kassaci dassehi)」と言うとされている。そしてもし非法説者の方が多いと知れば、「取ることよからず」として捨てるべきであり、もし如法説者の方が多いことがわかれば、この行籌を有効とする、とされている⁽¹⁾。「捨てるべきである」というのは、行籌自体を無効にするということを意味する。

この行籌がどのようなシチュエーションにおいて行われるかということは明記されていないが、‘gūḥhaka’は「隠す」「秘す」という‘gūhati’からできた言葉であって、文字通り「隠された」「秘密の」という意を表し、『四分律』も「覆蔵」という訳語を与えるのであるから、他人の目や耳が届かない、誰がどの籌を取ったかわからない状況下において行われるのであろう。

『四分律』による覆蔵行籌は、比丘たちがこの諍事は如法比丘の方が多いけれども、和尚や阿闍梨は非法に住している、顕露行籌を行ったら、比丘らは彼らにしたがって籌を取るであろう、衆中の上座・標首・智人は法を持し律を持し摩夷を持すけれども非法に住している、顕露行籌を行ったら、比丘らは彼らにしたがって籌を取るであろうと考えたときにこの方法を採用するとされる⁽²⁾。

なお『四分律』は顕露・覆蔵・就耳語の順序で記述されているので、この覆蔵のところには以下のような記述はないが、最初の「顕露」には、舎羅を行じ終わったら、別処において数え、如法語の方が多いければ「作如是語者諍事滅」と宣言 (白) し、如法語の方が少ない時

は礼をなして起って去るべしとされ、この時には他の比丘の住処に使いを遣って、「向こうの住処には非法比丘が多いので、どうか向こうに行って、如法比丘が多くなるようにして下さい」と依頼するとしている。このように頼まれて行かないならば、この住処の比丘は法にしたがって罰せられるとしているから⁽³⁾、覆蔵行籌もこれが適用されるのであろう。要するに如法説の方が多ければ多人語ヴィナヤは有効となって諍事は減したことになる、もし如法説の方が少なかったら行籌はなかったことにし、他の住処に助っ人を頼む、というのである。そこで『善見律毘婆沙』では「多覓毘尼者、処処多覓知法比丘判故名多覓毘尼」⁽⁴⁾と定義している。

なお『パーリ律』にはこの秘密行籌がどのような場合に行われるか記されていないが、『四分律』の記述を参考にすれば、サンガ内の和尚・阿闍梨というような上座たちが非法説者の時には、公開の場で籌を取ると、和尚・阿闍梨たちに遠慮して如法説者の籌を取りにくくであろうということを考えて、非公開にするのであると考えられる。

ところで現代的な感覚からいえば、この秘密行籌は自分の投票行動が誰にも監視されることがなく、したがって誰に気兼ねもなく自由に投票できるという、いわばもっとも民主的で公正な投票方法であって、いわば無記名投票に比すことができるであろう。しかしながら秘密行籌の実態は全く異なる。なぜなら、秘密行籌は行籌人が誰がどちらの籌を取るかを知らぬ立場にあるのであって、これはむしろ行籌人がだれに気兼ねすることもなく、投票者を説得できるという点にモチーフがあったものと想像されるからである。

(1) vol. II p.099

(2) 大正 22 p.919 中

(3) 大正 22 p.919 上

(4) 大正 24 p.796 下

[3-2] 『パーリ律』による「耳打ち行籌」の方法は、行籌人が一々の比丘に耳打ちして、「これは如法説者の籌であるから、欲するにしたがってこれを取れ」と言い、取ったならば「何人にも示すなかれ」と言うこととされている。そして非法説者が多い時は不成立とし、如法説者の多い時は成立とするのは先の秘密行籌と同じである⁽¹⁾。

『四分律』の耳語行舎羅は、覆蔵行籌と同じく、比丘たちがこの諍事は如法比丘の方が多いいけれども、和尚や阿闍梨、あるいは衆中の上座・標首・智人は法を持し律を持し摩夷を持すけれども非法に住しているから、顕露行籌を行ったら比丘らは彼らにしたがって籌を取るであろうと考えたときにこの方法を採用するとする。先の覆蔵行籌との違いは、比丘と比丘の間に行籌人が入り込み、人からどの籌を取ったのかが見えないようにして、耳元で「あなたの和尚・同和尚・阿闍梨・同阿闍梨・親厚智識はすでに籌を取った。あなたも籌を取りなさい。慈愍の故に」とささやいて籌を取らせることである⁽²⁾。和尚たちは非法説者なのであるから、あなたの和尚たちは如法説の籌を取ったとささやけば妄語になるから、そのように言えとは書かれていないが、おそらく妄語の罪にならないような範囲で、そのようなニュアンスをもってささやくのであろう。

これが第一の秘密行籌と異なる点は、秘密行籌が誰がどの籌を取ったのかが全くわからない状況下において行われるに対して、これは少し離れて行籌人の身体によって隠しながら籌を取らせるところであって、他人の目と耳とを遠ざけるような配慮がなされながら、しかし

全く秘密とはされないというところであろう。

(1) vol. II p.99

(2) 大正 22 p.919 中

[3-3] 『パーリ律』の公開行籌は、「もし如法説者が多いと知れば、安心して、公開して取らせるべきである (sace jānāti dhammavādī bahutarā 'ti vissatthen' eva vivaṭṭena gāhetabbo)」とするのみである⁽¹⁾。ここには非法説者が多い時は不成立とし、如法説者の多い時は成立とするという趣旨のことが説かれていないが、これはそのような心配が全くない場合になされるという前提があるからであろう。

『四分律』の顕露行籌は、衆中に非法比丘が多いけれども、和尚や阿闍梨は如法であるから、あるいは衆中の上座・標首・智人は法を持し律を持し摩夷を持つ者はみな如法語であるから顕露に行籌しよう、そうすれば比丘らは彼らにしたがって如法の籌を取るであろうと考えて採用すべきであるとされている。そして舎羅を行じ終わったら、別処において数え、如法語の方が多ければ「作如是語者諍事滅」と宣言(白)し、如法語の方が少ない時は礼をなして起って去るべし、とされている⁽²⁾。

これは公開の場で誰がどの籌を取るかがわかるようにする行籌法であって、現代風にいえば挙手による採決に相当するであろう。和尚・阿闍梨・上座などが如法説の場合、これら長老の前で籌を取らせれば、若い弟子たちは長老に気兼ねして、長老と同じ如法籌を取るであろう事を期待してなされるのである。

(1) vol. II p.099

(2) 大正 22 p.919 上

[3-4] 上述のように『パーリ律』と『四分律』は行籌の方法として3種を上げるが、『十誦律』は歳行籌・顛倒行籌・期行籌・一切行籌の4種をあげる。これを解説して、

歳行籌とはもし人あり闇中に籌を行じ、もしは壁障ある処において行籌す、これを覆歳行籌と名づく。

顛倒行籌とはもし顛倒して籌を行ず、如法を説く人の籌をもって非法を説く人に与え、非法を説く人の籌をもって如法を説く人に与える。これを顛倒と名づく。

期とはもし諸比丘の和上・阿闍梨にしたがって期をなし、同和上・同阿闍梨にしたがって共語にしたがい、善知識に従い、同心に従い、国土に従い、聚落に従い、処にしたがい、共に期をなす。我ら如是如是の籌を取る、汝等我が辺を遠ざかるなかれ、別するなかれ、異するなかれ、不共語するなかれ、一事に共同せんと、これを期と名づく。

一切僧取籌とはその時一切僧まさに一処に和合すべし、欲を取ることを得ず、何をもつての故に、あるいは多比丘の非法を説くがゆえに。これを一切僧取籌と名づく⁽¹⁾。

とする。

顛倒行籌は、非法を説く人に如法の籌を与え、如法を説く人に非法の籌を与え、結果的に如法の方が多数になるようにするということであろうから、まさしく不正投票というべきであろう。期行籌は、和尚と弟子の師弟関係や、出身地などでまとまって投票するということであるから、まさしく談合である。しかしながら『十誦律』はこれに続けて、「もしこの衆僧および大上座大長老のよく法のごとく、比尼のごとく、仏教のごとく、この事を断ずれば、すなわち名づけて断じるに1比尼を用いるとなす。いわく現前比尼なり。現前比尼とは、僧

現前・人現前・比尼現前なり」とするから、律蔵の立場としては決して不正という認識はなく、むしろこのようにして紛争は解決されるべきであるとしているのである。

そして『十誦律』は、行籌する時には次のようになされるべきであるとされている。

僧の多少にしたがって2種の籌を作るべし。1分は長、1分は短。1分は白、1分は黒。如法を説く者のために長籌を作り、非法を説く者のために短籌を作り、如法を説く者のために白籌を作り、非法を説く者のために黒籌を作る。如法を説く籌は右手をもって捉り、非法を説く籌は左手をもって捉る。如法を説く籌は緩く捉り、非法を説く籌は急に捉る。先に如法を説く籌を行じ、後に非法を説く籌を行ず。そして行籌人は次のようにいう。「これは如法を説く者の籌である、これは非法を説く者の籌である」と。如法を説く者の籌が1つでも多かったら、この諍事は如法に滅したことになるが、もし非法を説く者の籌が1つでも多かったら、この諍事は非法に滅したことになる⁽²⁾。

と。要するに行籌人は如法説の籌は緩く持ち、非法説の籌は堅く持って、「これは如法を説く者の籌である、これは非法を説く者の籌である」というのであるから、如法説の籌を取ろうとする者には、「よろしい、さあさあどうぞ」という態度で籌を渡し、非法説の籌を取ろうとする者には、「それはよくない」と籌を強く握って、それを取るべきではないと態度で示すのであろう。

そして他の律はすべて非法説者の中の方が多い場合は、この行籌をご破算にするとするのであるが、『十誦律』のみはこの場合も行籌は成立とするのである。ただし非法・非比尼・非仏教に滅したことになるとする。すでに籌をとらせる段階において不正が行われているのであるから、今さらその結果を見てご破算にするということはできなかつたのかも知れない。

(1) 大正 23 p.254 下、p.146 下

(2) 大正 23 p.146 中。p.254 中では最後の非法説者が一人でも多かつた場合の現前比尼も「如法如比尼如仏教」とする。しかし p.146 中の記述の方が正しいであろう。

[3-5] 『五分律』はもっと簡単であつて、次のようにいう。

サンガ（行籌人であろう）は如法と不如法の2種の籌を作り、如法は如法の籌を取れ、不如法は不如法の籌を取れという。そしてこれを行った後に、自ら収め取って屏処においてこれを数え、もし不如法の籌が多ければさらに起たしめて互いに離れて坐らせ、人々の前で耳打ちして、「これは法語・律語・仏の所教である。大徳は非法非律非仏の所教を捨てなさい」といって、もう一度行籌をやり直す。それでもまだ不如法の人が多ければ、今度は「サンガは未だこの事を断ぜず。解散して、後にもう一度断じよう」という。もし如法人が多ければ、1比丘がサンガに向かって、「大徳僧聞け、サンガは今多人語をもってこの諍事を滅した。もしサンガは時至らば、忍聴せよ」と白し、忍する者は黙せよ、忍ぜざる者は説け、と白二羯磨によって滅する⁽¹⁾。

と。「公開行籌」を行つて不如法の方が多かつたら、直ちにやり直して今度は「耳打ち行籌」をやり、それでも不如法が多かつたらご破算にするというのであろう。

(1) 大正 22 p.154 下

[3-6] 『僧祇律』も行籌の種類には言及しないが、次のように行うべしとされている。

黒と白の籌を作るが、「非法者は黒籌を捉れ、如法者は白籌を捉れ」と唱言してはな

らない。「是の如く語る者は黒籌を捉れ、是の如く語る者は白籌を捉れ」と唱すべきである。

行籌人は不如法の伴になってはならない、如法の伴になるべきである。

行籌が終わって数えて非法の籌が1つでも多い時には、「非法人が多く、如法人が少ない」と唱してはならない。方便して解散しなければならない。前食の時分であれば「前食である」と唱し、後食の時分であれば「後食である」などと唱してである。

もし非法者たちが「我らが勝ちを得たために解散させるのだ。我らは今は起たない。今この座においてこの事を決断しよう」というならば、その時には精舎のほりにある無虫の小屋に、浄人に火を放たしめて、「火事だ、火事だ、解散して火を救おう」と言うべきである。そして近住処の如法者がいるところに使いを遣って、「先に行籌しましたが、非法人が多く如法人が少なかったので、法のために来て、如法者の籌を多くさせ、仏法を増長させて下さい」と依頼する。もし彼がこの言葉を聞いて来なければ越毘尼罪である。

そして近住処の比丘らがやってきて、もう一度行籌して数を数え、もし白籌が多いこと1つであったら、「多いこと1つであった」と唱してはならない。「是の如く語る人多く、是の如く語る人少なし」と唱すべきである⁽¹⁾。

と。

行籌して非法人が多いときにはご破算にせよというのであるが、非法人がその結果を尊重せよと要求するような時には、小屋に火をつけて騒ぎを起こしてでも解散させて、近隣の住処から如法人を助っ人に喚んで、何が何でも如法人が多数になるように工作せよというわけである。

(1) 大正22 p.334中

[3-7] 以上のように行籌は、如法説者 (dhammavādin) が必ず多数を占めるような形になさなければならない。そのためには非法行為といってもよいようなさまざまな工作がなされる。それにも拘わらず非法説者 (adharmavādin) が多数を占めた場合には、その採決は破棄されるのである。それもこれもすべては、この多人語ヴィナヤは現代の多数決のように比較多数の意見をその集団の意思とするために行われるのではなく、集団に2つ以上の意見が対立した時に、すなわち集団に紛争が生じた時に、その紛争を如法説者の立場で解決するために行うものであるからである。

[4] したがって多人語ヴィナヤは、非法説者が多数を占めるような不幸な結果をもたらさないように、これを用いてよいケースが厳しく定められている。律蔵のいうところを紹介しておく次のようになる。

[4-1] 『パーリ律』⁽¹⁾ は

- (1) 紛争が些細でない時 (na oramattakaṃ adhikaraṇaṃ hoti)
- (2) 赴くべきところに赴いている時 (gatigataṃ hoti)
- (3) 憶念し、憶念させられている時 (saritasāritaṃ hoti)
- (4) 如法説者が多いことが分かっている時 (jānāti dhammavādi bahurata)
- (5) 如法説者が多くなれという (意思が) ある時 (app eva nāma dhammavādi)

bahuratā assu)

(6) サンガが破れないことが分かっている時 (jānāti saṅgho na bhijjissati)

(7) サンガが破れないようにという (意思がある) 時 (app eva nāma saṅgho na bhijjeyya)

(8) 如法によって取る時 (dhammena gaṇhanti)

(9) 和合して取る時 (samaggā gaṇhanti)

(10) 見解のとおりを取る時 (yathādiṭṭhiyā gaṇhanti)

とする。

これを *Samanthapāsādikā* のいうところを参考にして解説すると次のようになる⁽²⁾。注釈は非法の多人語ヴィナヤを解説しているのであるが、筆者がこれを如法の場合に読み替えて紹介する。

(1) の「些細」とは、小さい、些細な、口論程度のものという意味とするから、多人語ヴィナヤはサンガを2分するような大きな諍論の際に用いられるべきである、ということになる。

(2) の「赴くべきところに赴いている」というのは、2、3の住処に行って、それにも拘わらずそこで2、3回未解決になっているという意味、とする。これは【論文20】において詳しく紹介したように、諍論諍事は多人語ヴィナヤという紛争解決法を採用する前に、その住処のサンガにおいて調停の努力が試みられ、それで解決しない場合には近隣の住処のサンガにこの解決が委ねられ、それでも解決できない場合は、再びもとのサンガに持ち帰ってあい争う両派から断事人を選び、いわば断事委員会を形成して、この委員会によって解決をはかる。ここまでを紛争解決法の1つである「現前ヴィナヤ」というのであるが、それでも解決しない場合に最終的手段として多人語ヴィナヤが採用されるべきであるとされているから、したがって多人語ヴィナヤを用いる場合は、2、3の住処に行ってそこでも解決できない諍論の場合に用いられるべきであるということになる。

(3) の「憶念」というのは、2、3回比丘たちによって自ら憶念し、他によって憶念させられた、という意味である、とする。多人語ヴィナヤの前段階たる「現前ヴィナヤ」の基本は、問題となっている紛争の事実関係を当事者双方自身がきちんと自覚し、また他からも自覚させられていることが大前提となっていなければならないからである。

(4) は行籌人 (salākamaṃ gāhenta) が如法説者が多いことが分かっているという意味である。

(5) の ‘app eva nāma’ というのは、この手段によって籌が取られている時に、「如法説者が多くなれ」という意思 (ajjhāsaya) が彼 (行籌人) にあることである、という意味であるとする。前節においてみたように、多人語ヴィナヤは如法説者が多数を占めなければならないのであるから、籌を取らせる行籌人がそうなるように行うという意思がなければならないわけである。

(6) (7) も同じ趣旨である。

ここでは、注釈書が非法の多人語ヴィナヤを解釈するのを、如法に読み替えて紹介してきたのであるが、(8) の場合は原文通りに紹介すると次のようになる。「非法によって取るというのは、非法説者がこのようにすればわれわれが多くなるであろうと、2つずつの籌を

取るということである、ということである」としている。したがってこれを如法に読み替えてみると、「如法説者がこのようにすればわれわれが多くなるであろうと、2つずつの籌を取るということである」となるであろう。まさしくこれは如法のために1人が2票を投じるという非法行為を行うことになり、こうまでする覚悟がなければ多人語ヴィナヤは用いてはならないということなのである。

(9)は、如法説者の立場に置き換えて紹介すると、このようにすれば非法説者たちが多くなることはないであろうと考えて、2人の非法説者が1つの非法説者の籌を取ることでありとされている。

そして最後の(10)は、如法説者でありながら力の強い側になろう (balavapakkhaṃ bhavissāma) と、非法説者の籌を取らないことである、とされている。

(1) vol. II p.085

(2) vol. VI p.1192~3 佐々木閑氏の「律蔵の中のアディカラナ 1」p.171以下の和訳を参考にさせていただいた。

[4-2] 『四分律』 (1) は「不如法捉舎羅」として次のようにいう。したがって舎羅を行ってよいケースはこの逆になる。筆者の理解するその大意を掲げておく。

- (1) 何が是法・非法であるかを知らないで籌を取る。
- (2) 多聞の持法者持律者持摩夷者と伴とならず、不善と伴になって籌を取る。
- (3) 如法比丘の多いのを知って、自分は非法舎羅を取って非法比丘を多からしめようとして籌を取る。
- (4) 非法の比丘が多いことを知って、非法の伴となろうとして籌を取る。
- (5) 如法比丘の多いのを知って、自分は非法の舎羅を取れば破僧するだろうと考えて籌を取る。
- (6) 非法の比丘が多いことを知って、非法の伴となって籌を取れば破僧するだろうと考えて籌を取る。
- (7) 白二羯磨と白四羯磨の白と羯磨が異なる。
- (8) 界に住する全員が出席せず、また委任すべきものが委任せず、別衆において舎羅を取る。
- (9) 小犯事をもって舎羅を取る。
- (10) 自分の所見に従わないで舎羅を取る。

(1) 大正 22 p.919 中

[4-3] 『五分律』 (1) は次のとおりであるが、これも不如法の場合である。

- (1) 小事をもって行籌する。
- (2) 事の根本を知らないで行籌する。
- (3) 事の根本を求めることができないで行籌する。
- (4) 非法に行籌する。
- (5) 不如法が多からんと行籌する。
- (6) 不如法が多いことを知って行籌する。
- (7) 破僧を行おうとして行籌する。
- (8) サンガは必ず破れるであろうことを知って行籌する。

(9) 善知識に従わないで行籌する。

(10) サンガが不和合なるに行籌する。

(1) 大正 22 p.154 下

[4-4] 『十誦律』⁽¹⁾ は「十如法行籌」として次のようにいう。したがって正しい行籌の場合である。()の中はテキスト自身のいう解釈である。

(1) 小事をもって行籌する(可懺悔事のために行籌する)。

(2) 未だ過ぎざる事を行籌する(この事が此の住処に在って、未だ彼の住処に到らざるに行籌する)。

(3) 長老に問うて行籌する(比丘あって修多羅・比尼・摩多羅伽を持す者にしばしば行って諮問する。何が善で何が不善であり、何が有罪であって何が無罪であるか……などを)。

(4) 如法に行籌する(違法に行籌しない)。

(5) 和合衆によって行籌する(同界内のサンガが一処に和合して行籌する)。

(6) 如法の和合衆によって行籌する(如法に同界内の衆が一処に集って行籌する)。

(7) 是の行籌を用いて多くが如法者であらしめんと行籌する(是の比丘は先に作意して、此の行籌をもって多くが如法を説く者であるように行籌する)。

(8) 是の行籌を用いて多くが如法者であるべしと行籌する(此の比丘は先に作意して、此の行籌を用いて多くが如法を説く者であるべしと行籌する)。

(9) 是の行籌を用いてサンガを和合せしめんと欲して行籌する(此の比丘は先に作意して、此の行籌を用いてサンガを和合せしめんと欲して行籌する)。

(10) 是の行籌を用いてサンガ和合するべしと欲して行籌する(此の比丘は先に作意して、此の行籌を用いてサンガを和合和合するべしと欲して行籌する)。

という。

(1) は「小事をもって行籌する」ことを如法行籌とし、「小事をもってせずして行籌する」のを非法行籌とするから、『パーリ律』とは正反対のことをいうわけであり、(2)も『パーリ律』は赴くべきところに赴いてから、多人語ヴィナヤを行うべきであるとしているから、『パーリ律』のいうところと齟齬を来す。ただし(1)については、その解釈によればこれは懺悔して清浄となる軽罪について用いるということのようであって、諍論自体の大小に言及したものでないかも知れない。しかし『十誦律』も、行籌が行われるのは「事有五種難断」の時とし、五とは諍事が堅執されており、挙事人・有事人が勤健強力であり、挙事人・有事人が悪性佞戻であり、この事が一住処より一住処に往来し、この事を断じる時に和合僧が破れて兩段となることを畏れるときとされているから、事が重大であって、一住処より一住処に往来した後でなければならぬはずであるから⁽²⁾、ここにいうところと矛盾するといわなければならない。

(1) 大正 23 p.255 中

(2) 大正 23 p.254 中

[4-5] 『僧祇律』⁽¹⁾ は「五法」というべきである。ただしこれは「不如法行籌」である。

(1) 如法語人が少なく、非法語人が多いとき

- (2) 法語を説く人の見を同じくせざるとき
- (3) 非法語を説く人の見を同じくするとき
- (4) 非法を法と説き、法を非法と説くとき
- (5) 是の行籌によって破僧し僧の別異に至ることが予想されるとき

(1) 大正 22 p.334 下

[4-6] このように、各律必ずしも同じではなく、ある場合には全く相反する説もあるが、その精神は、如法説者 (dhammavādin) が多数を占めて、如法 (dhamma) によって事を決することができるという見込みがあり、それによって破僧の危険性がないという場合にのみ、いわば不正 (adhamma) な手段を用いてでも、多人語による滅諍法がなされるべきであるという点においては共通しているといつてよいであろう。

要するに紛争は

非法説 (adhammavādi) の人 (衆・僧伽) が如法説 (dhammavādi) の人 (衆・僧伽) を教誡して諍論が滅するのを、「非法による似現前毘尼滅 (adhammena vūpasammati sammukhāvinayapaṭirūpakena) (1) 。

とされるように、多数決はいつも如法説者が勝たなければならないのである。

(1) *Vinaya* vol.II pp.073~74、『四分律』大正 22 p.917 上